議員提出第 11 号議案

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第２項の規定により提出します。

令和８年 11 月 18 日

提出者

議会運営委員会委員長　生越　俊一

（別紙）

議員提出第 11 号議案

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年島根県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 55 条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年」を「２年」に、「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 58 条中「第 25 条第１項の決定」を「開示決定」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 55 条の改正規定は、令和９年１月 17 日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

２　前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。